

米国税制改正に関する救済措置等、公表

SEC、FASB

SECの救済措置

SECはSAB (Staff Accounting Bulletin) 118号を発行し、米国税制改正法(The Tax Cuts and Jobs Act)に関する会計処理について、SEC登録企業に救済措置を提供した。

(1) 米国税制改正法の概要
米国税制改正法は、米国企業が雇用と利益を海外から取り戻すことを意図したもので、法人税率の21%への大幅な引下げ、海外子会社の未分配利益の課税強化、代替ミニマム税の廃止、税源浸食乱用防止規定の導入、グローバル無形資産低課税所得の導入などを含んでおり、2017年12月22日のトランプ大統領の法案への署名により、成立した。

この米国税制改正法は、会計的には、繰延税金資産・負債の金額、その他の包括利益の税効果、海外子会社の未分配利益の税効果などに影響を与える。

(2) SABの概要
このSABは、SABの発行日である2017年12月22日を含む年度の、未払法人税、繰延税金資産・負債の会計処理を規定しているトピック740「法人税」の適用についてのガイダンスを提供している。

企業がトピック740の会計処理を完了するための合理的な詳細を作成し、分析する十分な情報を有しない場合に、SEC登録企業に「測定期間」での暫定的な金額での計上を認めている。「測定期間」の概念は、企業結合会計で規定されており、暫定的な金額でののれんの計上を1年間という「測定期間」で認めるというものである。SABの「測定期間」は、企業がトピック740の会計処理を完了させるために必要な情報を入手し、作成し、分析したときに終了する。測定期間内は、企業は追加の情報により暫定的な金額を修正する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

また、この救済措置を採用した企業は、完了していない税効果の影響の定性的な内容、暫定的な金額、未完了の未払法人税と繰延税金資産・負債の金額、未完了の理由、完了するための追加の情報、当年度の認識された測定期間の修正の内容と金額などを開示する。

正法に関連して、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「損益計算書—包括利益の報告(トピック220) —その他の包括利益累積額からの特定の税効果の組替(reclassification)」を公表した。米国基準では、繰延税金資産・負債への税率の変更の影響は、変更年度の継続事業からの損益として認識されるが、公開草案では、税率変更に伴うその他の包括利益累積額から利益剰余金への組替の金額は、以前の実効税率と米国税制改正法での実効税率の差額であることを示している。

公開草案の適用日は、2018年12月16日以降開始年度であり、早期適用は認められる。コメント期限は2018年2月2日である。

FASBのスタッフQ&A
また、去る1月22日、FASBのスタッフは、米国税制改正法に対応する会計処理に伴う次の4つのQ&Aを公表した。

Q1 未課税の海外子会社の未分配利益への強制みなし配当課税に関する未払法人税について、割引をすることがどうか？
(A1..割引をしない)

Q2 還付される代替ミニマム課税クレジットについて、割引をすることがどうか？
(A2..割引をしない)

Q3 税源浸食乱用防止規定の対象となる場合に、繰延資産・負債を計上するための税率は？
(A3..通常の実効税率)

Q4 グローバル無形資産低課税所得として将来の年度に還付が予想される一時差異に繰延税金資産を認識するのか、グローバル無形資産低課税取得の発生時に法人税を認識するのか？
(A4..トピック740に規定はなく、採用した会計方針を開示する)

去る1月23日、金融審議会は第2回ダイアログロージャーウィング・グループ(座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授)を開催した。

「財務情報」および「記述情報(非財務情報)」の充実
前回(2018年1月1日号 (No.1500)情報フラッシュ参照)、事務局から提示された課題のうち、「財務情報」および「記述情報(非財務情報)」の充実」について、議論が行われた。今回事務局からは、財務情報の理解を深め、建設的な対話を促進する観点から、提供されるべき情報の内容、構成、相互の関連づけ等、情報提供のあり方について、次の論点が示された。

① 経営戦略
・ 企業の目的・理念、ビジネスモデル(他社との差別化要因、

② MD&A
・ 財務情報の理解を深めるための経営者視点での深度ある分析
・ セグメントごとの分析
・ その他、トップレベルの関与のあり方
・ キャッシュフローや資本に関する情報、主要経営指標等の分析

③ リスク情報
・ 重要性に応じた企業固有のリスクの説明の必要性
・ リスクへの対応策やリスクの変化の状況の説明の必要性

④ 人的情報
⑤ その他の財務情報や記述情報

金融

財務情報・非財務情報の充実の論点、検討

金融審議会ダイアログロージャーウィング

報
・追加的に開示すべき事項や、
現行の開示を見直すべき事項

また、長期投資会社から「長期投資家の視点から見た有価証券報告書」についてヒアリングを受け、投資家サイドからの投資企業選定のための情報を有価証券報告書からどのように読み取るかが示された。

委員の意見

委員からは、全体として「投資家といってもさまざまであり、投資家の類型に合わせて開示内容を定めるべきである。投資家全体が必要な情報を、ミニマムスタンダードとして法定開示し、より情報を知りたい投資家に向けては、任意開示で対応すればよい」、「非財務情報は経営者がストーリー性をもって記述してほしい」などの意見が聞かれた。

各論では、①については、「経営目標の達成への進捗状況を経

営者の視点で書いてほしい」という意見、②については、「トップの関与が重要」という意見が多く出された。また、「重要な会計上の見積り、仮定」について経営陣がどのような判断を持っているかを盛り込むべき」との意見もあった。

③については、「①や②を達成する際のリスクを示してほしい」、④については、「労働力人口が減少するなか、非財務情報として重要な情報ではないか」、⑤については、「経営上重要な契約」の概要まで開示すべきである」という意見が聞かれた。

また、投資会社のヒアリングのなかで、過去の有価証券報告書を見ると、廃止された単体注記の記述に有用な情報があると発言があり、委員からも「単体で廃止された項目のなかにも有用なものがあるのではないか。復活を検討しては」という意見が聞かれた。

会計

税効果会計基準案、議論大詰め

めーASBJ

去る1月25日、企業会計基準委員会は第377回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

税効果会計基準

公開草案公表後の追加のアウトリーチで開示に関して出された次のような意見について、追加検討された。

会計基準を適用する際、会社と監査人があるべき会計処理をしっかりと検討することが重要である。アーチェリーの「的の中心」を共有するイメージだ。それには会計基準設定の背景と趣旨をよく理解する必要がある。

「的の中心」を共有しても、それがそのまま実務で実施されるとは限らない。実務では、費用対効果を含む実行可能性など、さまざまな要因によっても着地点(結論)は異なることがあるからだ。ただし、これはあくまで的の中心を共有したうえで実務的な対応である。

たとえば、収益認識会計基準案では、収益の認識時点となる資産に対する支配の顧客への移転は、①顧客の支払義務、②法的所有権、③物理的占有、④所有に伴う重大なリスクと経済価値の移転、⑤顧客の検取の5つの指標を考慮して決定することとされている。通常、企業が物品を出荷してもそれを顧客が受け取っていない限り、これらの指標は1つも満たされない。しかし適用指針案では、代替的な取扱(簡便法)として国内販売において出荷および配送に要する日数が合理的と考えられる日数である場合に、出荷基準による収益計上を認めている。収益認識会計基準の目的は「収益お

よびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および確実性に関する有用な情報」を提供することであり、簡便法が財務諸表に与える量的・質的重要性や事務コストを踏まえれば、適切な規定であろう。

この簡便法の適用にあたって、的の中心(支配の移転に関する5つの指標)を共有することは大切である。それを前提とすれば出荷基準の適用対象は、顧客の検取が品目、個



なるの」と質問すると、「3年前に〇〇先生に了解をもらっているから」といった、とても第三者に説明できない回答が返ってくることもある。これは的の中心が共有されていないからであろう。

適用指針案にはこれ以外にも9つの簡便法が示されているが、実務ではこのほかにも重要性を踏まえた取扱いを検討することがある。的の中心とその結論との距離感はリスクの大きさと異なる。「的の中心」が共有できていれば、取れるリスクが把握できるので、会社と監査人との協議も過度に保守的にならず、費用対効果を踏まえたバランスのよい結論が得られるはずだ。

企業会計原則注解(注1)では重要性の原則を次のように定めている。「企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにならなければならない。重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される」。あらためて読むと、とても納得感のある規定である。

(公認会計士 布施伸章)

となる表現とする

- (1) IFRSで要求されている事項を超えるべきではない
- (2) 個別財務諸表の注記事項を追加すべきではない
- (3) 連結納税を適用している企業の子会社で有価証券報告書を提出している企業では「税務上の繰越欠損金の繰越期限別の数値情報」の数値を求めるべきではない
- (4) 連結納税を採用している企業では、個別財務諸表の評価性引当額の内訳に関する数値情報は有用な情報にならない

これらの意見に対して、変更はしないが、(2)に関して、次の点について結論の背景に入れることを、事務局が提案した。

- ① 連結財務諸表における注記と個別財務諸表の注記それぞれについて判断する旨
- ② 「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときに該当しない場合には、個別財務諸表の評価性引当額の内訳に関する数値情報の注記の記載を要しない旨
- ③ 「重要であるとき」の判断基準について、公開草案における記載をより原則的な判断基準

早期適用の時期については、公表日以後という案から、2018年3月31日以後最初に終了する連結会計年度および年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表からと修正された。

委員からは、「単体簡素化のなかで、個別財務諸表の数値の記載を増やすのはいかがか」という意見が出たが、賛成意見も多数あり、結論の背景などを修正し、次回の親委員会で公表議決する見込み。

収益認識会計基準

第89回収益認識専門委員会での議論(2018年2月1日号(No.1502)情報フラッシュレポート)を踏まえ、次の論点につき審議が行われた。

- ① 代替的な取扱
- ② 設例の追加
- ③ 可能性の閾値の表現

委員からは、「最終基準化予定の3月までにどのような配分で検討をしていくのか」との質問があり、事務局からは「難しい論点が残っている状態。可能な限り早く検討していく」との回答があった。

金融商品の日本基準を国際的に整合性のあるものにするための取組み

金融商品の日本基準を国際的に整合性のあるものにするための取組み

2016年8月の中期運営方針で言及されている金融商品に関する会計基準を国際的に整合性のあるものにするための取組みをスタートするにあたり、その進め方について審議された。

事務局からは、検討の対象を「減損」、「分類および測定」、「ヘッジ会計」の3分野とするか、「減損」のみとするかの2案が出された。

今後の進め方として、開発着手の決定前段階で、次のような適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を、2018年上期中を目標に行うという提案がされた。

- ① 検討の範囲(3分野か減損のみか)
- ② IFRSと米国会計基準の異同や想定される適用上の課題に対する意見
- ③ 減損についての具体的手法に対する意見

事務局からは、意見募集の意図について、「金融商品会計基準は20年近く抜本的に変わっていない。収益認識会計基準のようにIFRSを出発点にしていないものではないので、取組みの進め方についていったん広く意見を聞くということが必要ではないか」と説明された。

委員からは、意見募集を行うことに関して賛成の意見が多く聞かれた。

会計

IFRS16号、修正等をしな方向へ

ASBJ、エンドースメント作業部会

- ① IFRS16号「リース」
- ② 重要な会計基準以外の会計基準等

去る1月19日、企業会計基準委員会は第41回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

今回は、次に挙げる3点に関するエンドースメントについての議論を行った。

- ① IFRS16号「リース」
- ② 重要な会計基準以外の会計基準等

- ③ 貸手の会計処理
- ④ セール・アンド・リースバック取引
- ⑤ 開示

このうち①に関しては、今後はIFRS16号が国際的に適用されていくことを考えると、わが国特有の事情により受け入れ難いとする理由を見出すことは困難であり、国際的にもさまざまな懸念が示されたうえで最終化された経緯を踏まえると、「削除または修正」(以下、「修正等」という)するには至らないという考えを事務局は示した。

委員からは、今回に限らず、修正等は最小限に留め、従来どおりのレベルでエンドースメント手続を実施すべきであるから、事務局の考えには賛成だが、(先々の日本基準の検討等を踏まえると)サービスとリースの区別が不明確など、IFRS16号の問題点への懸念が示された。

②に関しては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別する米国会計基準のほうが望ましいとの意見もあるが、単一モデルで取引を処理するIFRS16号もまったく採用し得ないものではないため、修正等をするには至らないという考えを事務局は示した。委員からは「賛成だが、IFRS

RS 16号のエンドースメント手続の議論をする際に、米国会計基準の議論が多く占めることには違和感を覚える」等の意見があった。

また、③④⑤に関しても修正等をするには至らないという考えを事務局は示した。

重要な会計基準以外の会計基準等

2017年7月1日から12月31日までにIASBによって公表された会計基準のうち、IFRS 16号・17号を除いた、①⑤の会計基準等について修正等をするには至らないという考えを示した。

KPMの識別・開示の要求、支持しない方針

IASB J、ディスクロージャー専門委

去る1月22日、企業会計基準委員会は第9回ディスクロージャー専門委員会を開催した。今回は、1月に開催されるIASBボード会議における、基本財務諸表に関するIASBスタッフの分析と提案に対する事務局の気づき事項が説明された。

経営者業績指標(MPM)
財務業績計算書における経

要素

- ② 関連会社及び共同支配企業に対する長期持分
- ③ IFRS 3号「企業結合」、およびIFRS 11号「共同契約」の修正
- ④ IAS 12号「法人所得税」
- ⑤ IAS 23号「借入コスト」

IFRS 9号「金融商品」

2017年10月31日に公表された修正国際基準公開草案5号に対して、「公開草案の提案に同意はするが、IFRS 9号の予想損失モデルに修正等を行わないこととした理由や表現について再検討を望む」というコメントがあったことが紹介された。

会計

経営者業績指標(Management Performance Measure: MPM)

Mは企業の財務業績の要約的な財務指標であり、経営者の主要な業績指標の1つでもある。これに関連して、IASBスタッフは次の3点の要求を提案する。

- ① すべての企業に対して、主要な業績指標(KPM)を識別し、

これを財務諸表に含めること。KPMは複数でもよい。

② ①のKPMのうち、「IFRS基準で定義されている指標」でないものがある場合、当該KPMをMPMとして識別すること。

③ ①の財務諸表において識別されるKPMには、少なくとも、年次報告書に含まれるKPMを含めること。

このように、KPMの識別、開示を求めるスタッフ提案を、事務局は支持しないとした。

IASBが目指すべきことは、多くの関係者に目的適合性があると認められる業績指標を財務業績計算書に含めて表示することを要求し、その結果として財務諸表の外で開示される業績指標が減少することであり、注記であればどのような業績指標でも記載してよいというのは会計基準に準拠して認識・測定・表示された業績指標が目的適合性の低い情報であることを認めたいようなものであると考える、としている。

「不可分な」関連会社および共同支配企業に係る持分法投資
損益の表示

IASBスタッフは「不可分な」関連会社および共同支配企業に係る持分法投資損益の表示に関して、次の3点を提案する。

① 「不可分な」関連会社および共同支配企業の業績を、「不可分でない」関連会社および共同支配企業の業績と区別して表示すること。

② 「不可分な」関連会社または共同支配企業」という用語を「その活動が企業の事業活動と統合されており、それによって企業の事業活動を遂行するうえで必須かつ基本的な関連会社または共同支配企業」と定義すること。

③ 持分法投資損益の表示に関する次の3つのアプローチのすべてを議論すべきだが、1つのアプローチを選択するならばアプローチBが望ましいということ。

として「投資から生じる収益/費用」よりも上に表示する。アプローチB:「投資から生じる収益/費用」よりも上に表示するが、その上に小計を挿入することで、企業の事業活動の直後に表示されるようにする。アプローチC:「投資から生じる収益/費用」のなかで、不可分な「関連会社および共同支配企業」と、「不可分でない」関連会社および共同支配企業の業績を別個に表示する。

このうち③に関しては、アプローチBの提案する新たな小計は、アプローチAを採用したとしても利用者は計算することが可能であること等から、アプローチAが最も望ましいとした。

実務対応報告18号の修正項目、引き続き検討

IASB J、実務対応専門委

去る1月23日、企業会計基準委員会は第113回実務対応専門委員会を開催した。

今回は前回(2018年1月1日号(No.1500)情報フラッシュ参照)に引き続き、実務対応報告18号(以下、「18号」という)の修正項目の見直しに関する検討が行われた。

会計

主な審議事項は次のとおり。
IFRSに関する修正項目の見直しの方針

前回の専門委員会等では、IFRSに関する見直しの手順について、エンドースメント手続の結果をそのまま18号の修正項目の判断に用いることについて懸念する意見が聞かれていた。

これを踏まえて事務局より、IFRSに関する修正項目の見直しの手順としては、IFRSのエンドースメント手続の結果を、18号の修正項目の検討(わが国の会計基準に共通する考え方、子会社の取引または残高の連結財務諸表に与える重要性、実務上の実行可能性)における材料として利用する方針が示された。事務局は、この方針に従い18号の修正項目について再検討した結果、IFRS 9号「金融商品」における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理」(以下、「ノンリサイクリング処理」という)についてのみ、実務上の実行可能性の対応を含む、より詳細な検討を行うことを提案した。

ノンリサイクリング処理

ノンリサイクリング処理は、前回の専門委員会における修正項目の見直しの方針に従った場合でも詳細な検討をすべきとされていたため、18号の修正項目とすべきか否かの審議が進められており、「修正項目とすべきでない」、「修正項目として取り扱ったうえで実務上の実行可能性に関して何らかの配慮を行うべき」と意見が分かれていた。

これに対して、事務局は修正国際基準の検討で、ノンリサイ

クリング処理について「削除または修正」を行っていること等に鑑み、対応の一貫性から、基本的に修正項目とすべきだが、実務上の実行可能性から一定の配慮を行うか否かの検討が必要であるとした。そのうえで、ノンリサイクリング処理による修正額が連結上の当期純利益に重要な影響を与える場合、原則として修正する必要があるが、金融機関など、在外子会社等で多数の資本性金融商品の銘柄を有している場合は、当期純利益の有用性や比較可能性に関する一定の手当てを前提として、修正しないことを認めることが適切であるとの考えを示した。また、前記一定の手当てとして、次のような注記を求めるとした。

① ノンリサイクリング処理に

子会社株式等とのれんの減損の関係、検討

会計

去る1月24日、企業会計基準委員会は第97回企業結合専門委員会を開催した。

前回(2017年11月1日号(No.1494)情報フラッシュ参照)に引き続き、子会社株式および関連会社株式の減損とのれんの減損との関係について検討

ついて修正していない旨

② ノンリサイクリング処理を修正していない資本性金融商品のうち、当期中に売却したものがあつた場合には、IFRSに基づく取得原価と売却額の差額として算定される売却額の合計額および売却損の合計額

③ ノンリサイクリング処理を修正していない資本性金融商品を、貸借対照表における貸借対照表計上額がIFRSにおける取得原価を超えるものと超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価、当該貸借対照表計上額およびその差額

これに対して専門委員会からは、「金融機関などの業種に絞るのはいかがなものか」、「結論を早急に提案しすぎなのでは」等の意見が聞かれた。

が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

資本連結実務指針32項の削除

日本公認会計士協会会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という)32項に関し、時価

を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の取扱いを含めて、日本公認会計士協会に削除を依頼する方向で検討することが適切であるとする事務局提案について、議論が行われた。

前回、株価の著しい下落が企業価値の毀損ではないことが合理的に立証できる場合は、当該処理を行う必要がないなどの反証規定を設けるべきという意見が出されたが、事務局から反証規定を設けるなどの修正はされなかった。

今回も、専門委員会からは、「なぜこのタイミングで削除するのか」、「もっと慎重に」といった意見が出された一方、「削除するのは違和感はない」といった意見も出された。

減損適用指針の修正

前回、事務局から、資本連結実務指針32項の削除に伴って、株価の著しい下落を企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という)の減損の兆候の例示に追記する修正案が提示されたが、これについて追加的な検討がされた。

前回、実務上の負担が大きく、資本連結実務指針32項「のれんの追加的償却」を削除することへの手当てという位置づけであれば、すべての資産を対象とするのではなく、のれんのみを対

象とすることで足りるとの意見があつた。

そこで、事務局は、子会社が保有する固定資産については、子会社の個別財務諸表において、減損会計が適用されていることから、子会社の株価が著しく下落した場合にそれらを減損の兆候と捉える必要性に乏しいとして、のれんのみを対象とする提案に変更した。

前回示された減損適用指針15-2の追加修正案に代わり、次のような17項に追加する修正案が示された。

17-2 親会社が保有する連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式が市場価格に基づく価額を有する場合、当該市場価格に基づく価額が当初の取得原価から著しく下落した場合は、前項ののれんの減損の兆候に該当する。なお、当初の取得原価とは、親会社の当該連結子会社又は持分法適用会社の発行する株式に対する個々の取引ごとの原価の合計額をいう。

専門委員会からは、のれんのみを対象とすることに異論がない意見が多く聞かれた。

今後は、今回の議論を踏まえて、親委員会でも審議する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年1月15日	改訂「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」 改訂「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」	国税庁	2019年10月1日の消費税率引上げと同時に導入される軽減税率制度に向けて、Q&Aを改訂したもの。制度概要編では、飲食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い(問5)や飲食設備の意義(問8)の改訂などが、個別事例編では、「一体資産」の適用税率に関して1万円以下の判定単位(問67)の追加などが行われている。 http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm	—
2018年1月25日	改正「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」	日本監査役協会、JICPA	改正会社法(2015年5月施行)やコーポレートガバナンス・コード、監査法人のガバナンス・コードが公表されたことを踏まえて、見直しを行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-403.html	—

円高が続く背景

金融

為替市場で円高が進んでいる。ドル/円レートは、1月に入ってつけた113円台の高値から1月25日までに108円台まで下落し、昨年9月以来の円高水準となっている。ユーロも対ドルで大きく上昇し、ユーロ/ドルは1月初めの1:200ドルから1:24ドルまで買い進まれている。円は、対ユーロでは134円後半から136円台のレンジ内での小動きで、明確なトレンドは出ていない。したがって、1月に入ってからみられる為替市場の動きは、対ドルで円とユーロが上昇した動きだ。ドルは、一部に楽観的な見方もあるとはいえ、米政府機関の閉鎖という悪材料を抱えた状況で積極的に買いづらい状況となっている。

一方でユーロは、ドイツで第2党のドイツ社会民主党が、メルケル首相のキリスト教民主・社会同盟と大連立政権の樹立に向けて協議入りすることを決定する等、好材料が出ている。もともとユーロ圏では経済が好調なことや、昨年来、ECBの緩和縮小の観測が出ているため、ユーロは買われやすい環境にある。円に関しても、昨年11月に黒

田日銀総裁がリバーサル・レートに言及して、過度な金融緩和が及ぼす悪影響の可能性に触れたことから、市場は日銀の金融緩和縮小を材料に円買いに動きやすい。1月9日にも、事務的な対応に過ぎない国債の買いオペ減額に対して、市場が過敏に反応するなど、緩和縮小への思惑が広がっている。ただ黒田総裁は金融緩和縮小

日米の適温相場に変調の兆しか?

証券

の可能性について、「出口のタイミングやその際の対応を検討する局面には至っていない」と明確に否定しているため、通常であれば市場の緩和縮小に対する思惑も後退してよいところだ。だが、実際は為替市場では円高傾向、債券市場でも相場が下振れしやすい状況となっている。それだけ緩和縮小への期待は強いといえる。当面は、アメリカに続いて緩和縮小を示唆するECBの動向が、今後の日銀の緩和縮小を占う際に注目される。

日米株価は上昇基調が続き、ついにNYダウは26,000ドル、日経平均は24,000円を突破した。NYダウは史上最高値を更新し、日経平均は26年振りの高値という画期的な水準に達したことになる。しかし、最近では日米ともに昨年来のゴールドイロックス(適温相場)を可能にしてきた市場環境に変化の兆しがみえてきた。アメリカでは長期金利の上昇(債券相場の下落)であり、日本では円高への動きが強まってきたことである。アメリカが短期金利、すなわ

るアメリカ株価にもみ合う場面がみられるようになった。景気、失業率、物価などの動きからすると、今後も長期金利の上昇が続くようだ。この状況に対して、パウエル新FRB議長がどのように采配を振るうかが焦点である。イエレン前議長と同様にハト派と目されるパウエル氏は厳しい政策を採らないことが予想されるので、金融政策の展開が大きな株価調整を招く懸念は小さいだろう。

日本の株価は円相場が1ドル=110円を割ったあたりから少しもたつき、円高に弱い日本株の弱点がさらけ出された。アメリカの長期金利上昇に対し、日銀は金融緩和、低金利政策を堅持しているのであるから、日米金利差から円安・ドル高へ動くのが当然と思われるのに、円高・ドル安とは理不尽といいたくなる。このところ、EU経済が予想以上に好調なことから、ユーロが評価されてユーロ高・ドル安の動きが強まり、それがドル安・円高へつながっている。円高がただちに株安へ連動する日本市場ではあるが、円高の原因が日本経済にはなく、円高加速もなさそうなので、今回の円高の株価への影響をそれほど心配することはないと思われる。